

海津市原油価格高騰緊急経済対策補助金に関するFAQ

- 質問1 海津市原油価格高騰緊急経済対策補助金（以下「市補助金」という）とは、どのような制度ですか。
- A：コロナ禍において、原油高・物価高騰により事業を行う上で著しく影響をうけている市内事業者のうち、多量に燃料を使用している事業者を支援する目的とした市の独自の制度です。
- 質問2 対象となる事業者は？
- A：市内に事業所を有する事業者（法人・個人）で、市の条件に該当する事業者が対象です。ただし、石油卸売業・農林水産事業者は除く。
- 質問3 なぜ、石油卸売業・農林水産事業者は、除くのですか？
- A：石油卸売業の事業者は、主として燃料（ガソリン、軽油、灯油、重油、オートガスなど）を小売する事業所のためです。
また農林水産事業者は、市農林振興課で、農林水産事業者を対象とした同様の補助制度があるためです。
- 質問4 対象となる経費は、消費税を含んだ額で計上していいですか？
- A：消費税額は対象外となります。
- 質問5 なぜ消費税が対象外となるのですか？
- A：消費税法上、補助金は非課税となります。
補助対象経費に消費税を含めた場合、事業所の事業にかかる消費税は実質ゼロとなります。その後、事業者が事業にかかった経費を控除対象額として、算入した場合、確定申告等により消費税相当分の還付を受けることができます。そうすると事業者は消費税分の補助金の交付を受け、なおかつ消費税相当分の還付を受けることとなり、2重交付の状態となります。
この場合、消費税相当分の還付額を市へ返還する必要がありますが、この返還手続きをすべての課税事業者が行う必要が出てくることから、今回の補助制度ではあらかじめ消費税を対象外として制度設計しております。
- 質問6 本社が市外にある事業者は対象ですか？
- A：市内に事業所があれば対象となりますが、市内事業所で使用した燃料であることがわかる書類を添付してください。
（領収書の氏名が店舗名など）
- 質問7 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が対象となるのか？
- A：1事業所（店舗）で1申請となりますので、まとめて申請をお願いします。
- 質問8 領収証がありません。申請できますか？
- A：事業所で使用した燃料であり、使用費がわかる根拠資料が必要となります。根拠資料のない燃料費については、対象となりません。

質問9 誓約書は自作したものでもいいですか？

A：いいえ。市が定める様式をご使用ください。

質問10 オンラインで申請できますか？

A：いいえ。オンラインでは対応しておりません。市商工観光課窓口まで持参し申請してください。

質問11 申請受付期間はいつまでですか？

A：令和4年8月31日（水）までの業務時間午後5時15分までです。

質問12 申請書は、どこで入手できますか？

A：市商工観光課窓口、または市のホームページからダウンロードできます。

質問13 交付された補助金は所得として計上する必要がありますか？

A：所得として計上する必要があります。

質問14 事業用の車は、自家用車も兼ねていますが、ガソリン代は補助金の対象になりますか？

A：事業を営むに必要な車両の燃料費は、補助対象となります。

質問15 申請は、早めに申請した方がいいですか？

A：申請受付期間の令和4年8月31日の期間内で申請していただければ大丈夫です。ただし、申請内容や添付書類に不備があった場合、受付できませんので、余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。
なお、受付期間を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。

質問16 補助対象はどのように計算したら、いいですか？

A：対象期間令和3年6月から令和4年5月までの期間中の任意の3カ月を選択します。その3カ月の合計燃料使用費から2割相当額を算出したものが、補助対象経費となります。
補助対象経費の2分の1の金額が補助金額となります。
使用費は、消費税抜きの金額で算出してください。

【例1】

| | | |
|---|----------|-------------|
| R4. 2月使用費 | 170,000円 | |
| R4. 3月使用費 | 190,000円 | |
| R4. 5月使用費 | 160,000円 | 合計 520,000円 |
| $520,000円 \times 2割 \times 1/2 = 52,000円$ | | |
| 補助申請額 | 52,000円 | となります。 |

【例2】

| | | |
|--|------------|---------------|
| R3. 11月使用費 | 970,000円 | |
| R3. 12月使用費 | 1,100,000円 | |
| R4. 2月使用費 | 1,000,000円 | 合計 3,070,000円 |
| $3,070,000円 \times 2割 \times 1/2 = 307,000円$ | | |
| 補助申請額（上限） | 200,000円 | となります。 |